

鳥取市補助金カルテ

NO.	170	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市企業立地促進補助金				
概要	市内に工場や事業所を新設・増設する企業に投資と雇用を行った経費等に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現、（施策コード2102）工業の振興				
創設年度	H14	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費			
歳出事業名		企業立地促進補助金						
R 7 予算	173,885千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	7件 173,885千円			R 6 (見込)	8	522,743		
				R 5	17	527,803		
				R 4	12	164,209		
				R 3	11	340,667		
				補助率・補助額			投下固定資産額10%、初年度賃借料50%	
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			上限額	200,000千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	企業等
交付要件	・業種ごとに定められた雇用増及び投資額要件を満たすこと ・市税等の滞納がないこと ・定められた指定回数を超えていないこと など
対象経費	投下固定資産、賃借料 等
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類等に添付の支払証憑、雇用保険被保険者台帳等により確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後、制度の見直し（申請期間・回数など）が必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	171	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市大量雇用創出補助金				
概要	情報通信関連企業立地促進補助金の指定を受けている企業に対し、年間で従業員を20名以上雇用した企業に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	雇用維持・創出支援事業費						
R 7 予算	10,800千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	企業2社 10,800千円			R 6 (見込)	0	0	
				R 5	0	0	
				R 4	0	0	
				R 3	1	2,200	
				補助率・補助額			1人につき20万円
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	次のいずれにも該当する事業主であること。・雇用保険の適用事業・市内に所在する事業所・情報通信関連指定企業・賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、市の要請により提出できる・市税、下水道使用料及び下水道受益者負担金の滞納がない・補助対象事業計画の指定を受けている				
対象経費	事業主に1年を超えて使用され、要件を満たす労働者1名につき20万円				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定。事業完了後に申請するため、精算しない。				
実績確認	申請書類添付の労働者名簿、被保険者台帳の写し等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 補助率の設定はなく、対象労働者数1人につき20万円交付するもの。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、申請可能期限について定めのない現行制度は見直が必要。事業の廃止も含め、制度のあり方を見直す必要がある。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	172	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3225
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市労働力確保対策事業補助金				
概要	外国人留学生や技能実習生等に日本語教育を行う日本語学校の運営事業者に対し、人件費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R1	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	労働力確保対策企業支援事業費（重点支援地方交付金）					
R7予算	8,988千円					
R7予算 積算根拠	補助対象事業費53,931千円×補助率1／6			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	11,314
				R5	1	13,342
				R4	1	14,474
				R3	1	14,549
補助率・補助額	6分の1			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	学校法人鳥取学園
交付要件	補助金の交付対象となる者は、市内で 外国人留学生に対し日本語教育を行う日本語学校を営む者とする。
対象経費	日本語学校に勤務する教職員の人件費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の教職員の賃金台帳等により確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	○	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	65.3%	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 コロナ禍による入国制限等が緩和され、本格稼働開始に向けた日本語学校の経営を支援することにより、地元企業による人材確保体制を維持し、地元企業の発展、人口増加及び経済活動の活性化を図る。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	R7年度末で廃止。R8年度からは国費を活用した新たなスキームで事業を検討。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	令和7年度末で廃止。対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	173	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金				
概要	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業に要する経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター運営補助金					
R 7 予算	9,095千円					
R 7 予算 積算根拠	85,914千円(対象事業費)－76,819千円(市補助金以外の収入)千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	9,095
				R 5	1	9,095
				R 4	1	6,827
				R 3	1	9,095
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター				
交付要件	一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター				
対象経費	サービスセンター事業に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	9.1%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 中小企業労働者の福利厚生を担う重要な団体であるが、現状補助金なしでの自立運営が困難なため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	将来的には完全自立運営ができるよう、ひまわりセンターと共に検討し、都度補助金額等について見直しを行っていく。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	174	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市信用保証料負担軽減補助金				
概要	中小企業者が市の制度融資に係る借入債務保証を受ける際に、基本保証料率を引き下げた保証協会に対して減収額を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	信用保証料負担軽減対策補助金					
R7予算	12千円					
R7予算 積算根拠	・鳥取市経営安定化保証分 減収見込額8千円（承諾見込額10,000千円：基本保証料額34千円、企業負担額26千円） ・鳥取市「地産地消の店」分 減収見込額4千円（承諾見込額5,000千円：基本保証料額16千円、企業負担額12千円）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者		
交付要件	対象融資を利用する中小企業者等の対象債務に係る基本保証料率の引き下げを行う鳥取県信用保証協会		
対象経費	対象融資を利用する中小企業者等の対象債務に係る基本保証料		
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。		
実績確認	申請書類等に添付の保証料計算書等により確認する。		

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5, 2-6 基本保証料率から対象融資に係る保証料率を差し引いた率により算出した補助対象事業による協会の減収額。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する。補助金交付目的に沿った取組を進める。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	175	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域経済変動対策資金利子補助金				
概要	鳥取市地域経済変動対策資金制度の経済変動事象を対象とした融資を受けた事業者の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H31	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	各種金融対策利子補助金（重点支援地方交付金）					
R7予算	34,070千円					
R7予算 積算根拠	・既融資分 24,617千円 ・新規借入見込：9,453千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	260	18,850
				R5	149	6,741
				R4	35	1,357
				R3	7	119
補助率・補助額	3分の2			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	・対象融資を資金取扱期間に申し込んだ鳥取市内に事業所を有する中小企業者等であること。 ・市税等を滞納していない者であること。
対象経費	補助対象者が支払った対象融資の新規借入金に対する利子
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類等に添付の金融機関が発行する利子払い込み証明書により確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助。市の実質補助率は3分の1となる。緊急的支援であるため、必要に応じた対応を図る。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	176	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市小規模事業者経営改善資金利子補助金				
概要	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資を受けた事業者の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	H25	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費			
歳出事業名	小規模事業者経営改善資金利子補助金							
R 7 予算	909千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	想定融資件数から算出 1,397,341円×申請率65%÷909千円			R 6 (見込)	18	428		
				R 5	10	210		
				R 4	26	323		
				R 3	62	1,431		
				補助率・補助額			2分の1	
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	日本政策金融公庫が中小企業者を対象に行う経営改善資金融資又は生活衛生改善資金融資を、平成25年4月1日から令和6年3月31日まで（生活衛生改善資金融資は平成27年4月1日から）の間に受けた者。・市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者（個人は1年以上継続して市内に在住している者）。・市税等を滞納していない。
対象経費	補助対象者が支払った対象融資に係る利子
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類に添付の日本政策金融公庫が発行する利息支払い証明書により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する。補助金交付目的に沿った取組を進める。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	177	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市第三者承継支援補助金				
概要	自社事業の第三者承継先を探すために専門機関等から支援を受ける事業に係る成功報酬の一部を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	事業承継推進事業費					
R 7 予算	3,000千円					
R 7 予算 積算根拠	第三者承継支援補助金「成功報酬支援型」 3件×1,000千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	2,000
				R 5	0	0
				R 4	1	250
				R 3	4	1,000
補助率・補助額		5分の1		上限額	1,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	・鳥取市内に事業所を置く中小企業等であること。 ・株式譲渡、事業譲渡等により、有機的の一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）が第三者により事業継続されることが見込まれる中小企業等であること（店舗や設備のみを引き継ぐ等、個別の経営資源のみを引き継ぐ場合は対象外）。 ・市税等の滞納がないこと。				
対象経費	成功報酬（専門機関への委託費用、仲介手数料、アドバイザー費用）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の最終契約書の写し、領収書等により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	178	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～利子補助金				
概要	空き家・空き店舗などの遊休不動産を活用する民間まちづくり事業に融資を行う金融機関に対し利子相当額を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101, 2103）持続可能な経済成長の実現、商業とサービス業等の振興				
創設年度	H30	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業費				
R7予算	1,004千円				
R7予算 積算根拠	・既融資分 749千円 ・新規見込分 255千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	4 972
				R5	4 1,194
				R4	4 1,418
				R3	4 1,959
補助率・補助額	金利1.7%相当			上限額	設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	鳥取市まちづくり融資～リノベーション創業型～を実行した取扱金融機関
対象経費	対象融資に係る利子
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定。事業完了後に申請するため、精算しない。
実績確認	申請書類等に添付の利子補助金調書等で確認している。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 地域の魅力向上に資する事業に特化した創業支援であり、審査の採択を受けた事業者のみが利用できる融資であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	179	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市新型コロナウイルス感染症特別対策利子補助金（各種金融対策利子補助金）				
概要	鳥取県地域経済変動対策資金制度の新型コロナ対策融資を中小企業者等に行った金融機関に対し、利子相当額を補助し中小企業者等の負担軽減を図る。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R2	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	各種金融対策利子補助金（新型コロナウイルス感染症対応）				
R7予算	205,062千円				
R7予算 積算根拠	・借入に対する補助想定額 170,885千円 ・条件変更に対する予備費 34,177千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	18 328,256
				R5	22 264,467
				R4	24 213,943
				R3	29 237,655
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	鳥取市内に事業所を有する中小企業等であって、次のいずれかの要件を満たす者に対し、令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資が実行された新型コロナ対策融資の借入金に係る利子の無償化を行う金融機関。
対象経費	新型コロナ対策融資1件ごとに、毎月月末時点の残高に対して、融資利率を年利0.7パーセントとした場合の利子に相当する額
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類等に添付の利子補助金調書等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 新型コロナウイルス感染症対策として国・県の経済対策方針に同調したもの。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	補助期間が最大5年間であり、その終期までは継続して行う。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	180	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3225
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	とっとりワーケーションネットワーク協議会運営補助金				
概要	とっとりワーケーションネットワーク協議会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R4	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	関係人口推進事業費					
R 7 予算	800千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	800千円×1件（鳥取県と同額）			R 6 (見込)	1	800
				R 5	1	692
				R 4	1	1,000
				R 3	0	0
				補助率・補助額		
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	とっとりワーケーションネットワーク協議会				
交付要件	とっとりワーケーションネットワーク協議会				
対象経費	（1）補助事業を実施するために必要な旅費、会議費、謝金、消耗品費、広告費、情報通信費、使用料、委託料、その他事業実施に必要な経費（2）協議会の運営に係る恒常的な経費、人件費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	50.0%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				13

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 協議会運営に係る事務局経費も含め支援することにより、本市内でのワーケーション推進による関係人口の増加に繋げるもの。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今年度末で制度終了予定。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	181	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市新型コロナウイルス感染症特別対策利子補助金（コロナ克服特別金融支援資金利子補助金）				
概要	鳥取県地域経済変動対策資金制度の新型コロナ対策融資を中小企業者等に行った金融機関に対し、利子相当額を補助し中小企業者等の負担軽減を図る。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費
歳出事業名	コロナ克服特別金融支援資金利子補助金（重点支援地方交				
R7予算	30,932千円				
R7予算 積算根拠	・借入に対する補助想定額 30,164千円 ・条件変更に対する予備費 768千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	12 38,020
				R5	12 44,524
				R4	12 49,354
				R3	10 11,747
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし
特定財源	国費, 県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	鳥取市内に事業所を有する中小企業等であって次のいずれかの要件を満たす者に対し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込を受付けたもので、かつ令和3年4月1日から令和4年5月31日までに融資が実行された新型コロナ対策融資の借入金に係る利子の無償化を行う金融機関。
対象経費	新型コロナ対策融資1件ごとに、毎月月末時点の残高に対して、融資利率を年利0.7パーセントとした場合の利子に相当する額
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書類等に添付の利子補助金調書等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 新型コロナウイルス感染症対策として国・県の経済対策方針に同調したもの。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	補助期間が最大5年間であり、その終期までは継続して行う。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	182	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3225
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市製造業再エネ・省エネ設備導入補助金				
概要	中小製造業者が行う、省エネルギーや再生可能エネルギー発電設備の整備及び更新に係る経費の補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R5	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	再エネ・省エネ設備導入事業費（重点支援地方交付金）						
R 7 予算	50,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	10社×5,000千円(上限額)			R 6 (見込)	55	102,332	
				R 5	20	53,600	
				R 4	0	0	
				R 3	0	0	
				補助率・補助額			3分の1
特定財源	国費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	次の要件を全て満たす中小製造業者 ・本市に事業所を有し、本市で1年以上事業を行っており事業継続の意思がある。 ・市税等を滞納していない。 ・鳥取市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等及び同条第1号に規定する暴力団と密接に関係を有する者が、事業及び本補助金の申請に関わっていない。 ・事業実施により関係法令に抵触しない。				
対象経費	調査費、設計費、設備費、工事費、設備処分費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	実績等を踏まえながら適宜見直しが必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	183	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市災害等緊急対策資金令和5年台風第7号等対策枠利子補助金				
概要	鳥取市災害等緊急対策資金制度の指定災害等を対象とした融資を受けた事業者の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R5	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費			
歳出事業名	災害等金融対策利子補助金							
R 7 予算	60千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	融資3件分 59,746円(県1/2)			R 6 (見込)	4	55		
				R 5	2	13		
				R 4	1	51		
				R 3	2	572		
				補助率・補助額			10分の10	
特定財源			県費			上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	- 対象融資を令和5年8月18日から令和5年12月31日までの間に申し込んだ者であって、鳥取市内に事業所を有し、事業を営んでいること。 - 市税等を滞納していない者であること。				
対象経費	補助対象者が支払った対象融資の新規借入金に対する利子に相当する額				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。				
実績確認	申請書類に添付の金融機関が発行する利子払込証明書により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助。緊急的支援であるため、必要に応じた対応を図る。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	184	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金				
概要	市内にオフィスを設置する情報通信関連企業に対し、借室料を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101, 2102）持続可能な経済成長の実現、工業の振興				
創設年度	H14	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費			
歳出事業名	企業立地促進補助金							
R 7 予算	1,487千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	情報通信関連企業3社 1,487千円			R 6 (見込)	3	791		
				R 5	1	400		
				R 4	4	3,409		
				R 3	1	582		
				補助率・補助額			借室料の1/6もしくは1/4	
補助率・補助額			借室料の1/6もしくは1/4			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)							

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	情報通信関連企業等
交付要件	・交付申請時点で定められた雇用要件を満たすこと等
対象経費	借室料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定。事業完了後に申請するため、精算しない。
実績確認	申請書類に添付の支払証憑、雇用保険被保険者台帳等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後、制度の見直し（申請期間・回数など）が必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	185	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3225
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市オフィス移転・新設支援事業補助金				
概要	市内へオフィス移転や新築を行うまたは、検討している企業に対し、オフィス移転等に要する経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2103）商業とサービス業等の振興、DXアクションプラン（デジタル化による持続可能なまちづくりの推進）				
創設年度	R2	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	企業立地促進補助金					
R 7 予算	8,500千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 成長産業事業応援メニュー 1社×1,500千円(上限額) ・ 小規模立地支援メニュー 1社×2,000千円(上限額) ・ 中規模以上立地支援メニュー 1社×5,000千円(上限額)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	4	4,431
				R 5	3	1,567
				R 4	1	557
				R 3	1	6,300
補助率・補助額		4分の1～2分の1		上限額	5,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	企業等
交付要件	・指定申請日時点で本市内にオフィスを設置していないこと ・業種ごとに定められた雇用増を満たすこと など
対象経費	テナント改修、設備等の購入及びオフィスの移転に要する経費 等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定。事業完了後に申請するため、精算しない。
実績確認	申請書類に添付の支払証憑、雇用保険被保険者台帳等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後、制度の見直し（申請期間・回数など）が必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	186	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3223
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市事業承継推進補助金				
概要	市内の事業所を事業承継するため、対象融資(事業承継支援資金融資、事業承継・集約・活性化支援資金融資)を受けた者の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画(施策2101)持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費		
歳出事業名	事業承継推進事業費						
R 7 予算	1,082千円						
R 7 予算 積算根拠	16件 1,082千円（利子の2/3、補助上限額 10万円／年度）			過去実績	件数	決算額 （千円）	
				R 6 （見込）	10	444	
				R 5	6	473	
				R 4	6	381	
				R 3	6	487	
補助率・補助額		融資に係る利子の3分の2		上限額	100千円		
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者				
交付要件	市が県と協調して中小企業者を対象に行う事業承継支援資金融資又は日本政策金融公庫が行う事業承継・集約・活性化支援資金融資(国民生活事業に限る。)を、平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間に受けた者であること。ただし、鳥取市内の事業所を事業承継するために対象融資を受けた者に限る。				
対象経費	11月1日からその翌年の10月31日までの期間に補助対象者が支払った対象融資に係る利子				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない(申請時に実績等を確認)。				
実績確認	交付申請書兼請求書に添付の融資実行金融機関が発行する利息支払証明書により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、適宜制度の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	187	担当課	企業立地・支援課	外線	0857-20-3225
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市外国人材確保・定着支援事業補助金				
概要	日本語教育による外国人留学生の人材育成・確保に取り組む市内事業者に対し、その経費の一部を支援することにより、市内事業者における国際的な人材の確保を推進する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2101）持続可能な経済成長の実現				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	商工業振興費	
歳出事業名	労働力確保対策企業支援事業費					
R 7 予算	4, 000千円					
R 7 予算 積算根拠	補助上限額400千円×10人 ※上限額 外国人留学生1人あたり400千円、1事業所あたり2, 000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	6	3, 000
				R 5	0	0
				R 4	2	2, 000
				R 3	4	2, 297
補助率・補助額		2分の1		上限額	2, 000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市内の事業所
交付要件	鳥取市内に事業所を有すること、市税等の滞納が無いこと、外国人育成雇用プロジェクトを活用し採用した外国人留学生の勤務地が鳥取市内の事業所であること 等
対象経費	日本語教育費用及び人材紹介手数料
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後、市内企業への就職が促進されるスキームの構築及び終期の設定について検討が必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-